

○ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法令違反等事実の通知） 第七条 監査証明を行うに当たり特定発行者（法第九十三條の二第一項に規定する特定発行者をいう。第九條第一項第二号において同じ。）における法令違反等事実（法第九十三條の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。）を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を書面又は次條に定める方法により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第九十三條の三第一項に規定する適切な措置をとることに ついて他に適切な者がある場合には、当該者）に対して通知しなければならぬ。</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法） 第八条 法第九十三條の三各項に規定する内閣府令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。</p> <p>（意見の申出の手續） 第九条 「略」</p>	<p>（法令違反等事実の通知） 第七条 監査証明を行うに当たり特定発行者（法第九十三條の二第一項に規定する特定発行者をいう。次條において同じ。）における法令違反等事実（法第九十三條の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。）を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を記載した書面により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第九十三條の三第一項に規定する適切な措置をとることに ついて他に適切な者がある場合には、当該者）に対して通知しなければならぬ。</p> <p>「条を加える。」 第八条 「同上」</p> <p>（意見の申出の手續） 第八条 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	